

# 相続ニュース

2015年11月30日(月)  
担当：MS事業部 三宮

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F  
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

## 信託活用法

### はじめに

前回の相続ニュースでは、家族信託について詳しく説明をいたしました。これは、業として信託を行わずに無償で行うものです。

このような家族信託とは別に、業として行う信託というものは、大きく分けて2つの種類があります。1つが、信託銀行が行っているような財産を積極的に運用する運用型信託と、もう1つが、財産には積極的な関与をせずに管理に特化する管理型信託とがあります。

この信託という手法の活用法を具体的に少し見ていこうと思います。

### 信託の活用が有効な場面

今回の信託活用法は、管理型信託を利用する場面に限定をします。

この場合の信託の特徴としては、①信託により財産を委託者の財産から分離することができます。よって、相続や事業承継対策に活用することができます。

②受託者は、委託者・受益者のために法律行為を行います。よって、高齢者や障害者等の財産管理が問題となる場合に活用ができます。

### 信託活用スキーム

それでは、具体的にどのような活用方法があるのでしょうか。

#### ①事業承継信託

オーナーが元気なうちに自社株を後継者に引き継がせたいと考えているが、まだ元気なうちは議決権を保持しておきたいというケース。

このケースでは、オーナーが信託会社に自社株を信託します。そして議決権の行使の指図権をそのままオーナーが留保しておき、オーナーの死亡により信託が終了した段階で後継者に自社株が渡るというスキームです。

#### ②福祉信託

高齢者の方が、障害者の子を抱えており、子の将来が心配なケース。

このケースでは、高齢者の方の財産を信託会社に信託をし、相続発生前の受益者は、本人にしておき、相続が発生した後は、障害者の子を第二受益者として信託契約をするというスキームです。

#### ③不動産信託

相続人が複数おり、不動産が共有になってしまっておそれがあり、自由に処分できなくなるというケース。

このケースでは、その不動産を信託し、信託契約に従って相続人が受益権を得ることによって混乱を防ぐというスキームです。

### おわりに

信託を使ったスキームは、使い方によってはかなり有効な場面がでてきます。特に相続や事業承継といった場面では、遺言書でカバーできない部分を担う可能性があります。是非信託という言葉の頭の片隅に覚えておいてください。